

2018年10月

各位

大阪府保険医協同組合

医薬品横流し事件に伴う役職員の処分等について

本年6月に発生しました当協同組合元事務局員による医薬品横流し事件につきましては、組合員の皆様をはじめ関係の皆様方に多大なご迷惑とご心配をお掛けしましたことを心からお詫び申し上げます。

信用・信頼を第一とする協同組合において、このような事態を招いたことを役職員一同、深く反省しております。

当協同組合では事件発覚後、速やかに外部の専門家（弁護士）を含めた調査委員会を立ち上げ、事件の全容解明と再発防止について検討してまいりました。

本年9月15日の理事会に調査委員会の報告と提言が提出され、当協同組合としてその提言に従って種々の再発防止策を講じるとともに、管理監督責任として専務理事及び事務局長を本年10月より3ヶ月間10パーセント減給処分といたしました。

なお、当該元事務局員は本年6月16日付けで懲戒解雇し、当協同組合の受けた損害の賠償請求手続も進めております。

当協同組合は、今般の不祥事件を厳粛に受け止め、職員に対するコンプライアンス教育の再徹底を図るとともに、信頼回復と再発防止に向けて全役職員一丸となって全力で取り組んでまいります。

以上のとおり組合員の皆様および関係者の皆様にご報告するとともに、改めてお詫び申し上げます。